

## 船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉県教育委員会及び千葉県小中学校体育連盟の主催による千葉県中学校総合体育大会、又は千葉県中学校新人体育大会（以下「県中学校体育大会」という。）に参加した生徒が在籍する船橋市立中学校の校長に対し、県中学校体育大会選手派遣費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年4月30日規則第50号）に定めがあるものを除くほか、この要綱に基づき補助金を交付することにより、学校体育の振興及び向上を図ることを目的とする。

### (交付の要件)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、県中学校体育大会に参加した生徒が在籍する学校の校長とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表(1)左欄に掲げる補助対象経費に対し、同表右欄に掲げる算定方法に基づき算定した額とする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする校長は、船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付申請書（第1号様式）に交通費内訳書（第2号様式）及び参加した県中学校体育大会の実施要項の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

### (交付可否の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付可否決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした校長に通知する。

### (実績報告)

第6条 校長は、補助事業が完了したときはその完了した日から起算し20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金実績報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金については、前項の報告は要しないものとする。

### (額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金確定通知書（第5号様式）により校長に通知する。

### (交付の時期)

第8条 補助金は、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 校長は、前項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付請求書（第6号様式）により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた校長があるときは、市長は、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日一部改正。

この要綱は、平成31年4月1日一部改正。

この要綱は、令和3年4月1日一部改正。

この要綱は、令和5年4月1日一部改正。

別表1

補助対象経費	算定方法
(1)選手又はマネージャーとして登録を義務付けられた生徒が第1条に規定する大会に参加するにあたり、大会会場までの交通機関の往復の運賃（宿泊を伴う場合には、宿泊先と会場までの運賃を含む）とする。 (2)片道100キロメートル以上で特別急行列車を利用したときは、その乗車に要した特別急行料金を含むものとする。	左記の補助対象経費について最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出される額から関係団体からの補助金及び寄付金などの額を控除した額。 なお、学生割引、団体割引、その他割引制度が利用できる場合は割引後の運賃をもとに算出。

<第1号様式>

船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長

あて

学校所在地

学 校 名

校 長 名

船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金の交付を船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱第4条により受けたいので、次のとおり申請します。

大会名			
大会期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )		
会 場			
参加のべ人数	人	参加実人数	人
交付申請額	円		

申請なし ( )

※申請なしの学校も、( ) に○を記入し提出願います。

<第2号様式>

交 通 費 内 訳 書

学 校 名  
記載者職・氏名

- 1 種目
- 2 期間
- 3 参加人数      男子    名      女子    名
- 4 会場

5 会場までの経路及び交通費（片道分）

6 参加日ごとの交通費

7 合計金額

第3号様式

船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で交付申請のあった船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金について、船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱第5条により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。  
交付決定額

円

2 交付しない。  
理由

以上

第4号様式

船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長

あて

学校所在地

学 校 名

校 長 名

船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業等の実施状況を下記のとおり報告します。

記

大 会 名	
対 象 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
会 場	
交付決定額	円
既交付額	円
補助対象経費精算額	円
添付書類	

以上

第5号様式

船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金確定通知書

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で実績報告のあった船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金について、船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱第7条により下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額  
決定額 円
  
- 2 交付確定額  
確定額 円

以上

第6号様式

船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長

あて

学校所在地

学 校 名

校 長 名

年 月 日付けで交付決定のあった船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金を船橋市中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱第8条第2項により下記のとおり請求します。

記

請求額

円

以上